

かしま 農委だより

第18号

－ 発行者 －
鹿嶋市農業委員会
－ 編集者 －
編集委員会

茨城県鹿嶋市大字平井1187番地1
電話0299-82-2911(代)
E-mail: noui1@city.ibaraki-kashima.lg.jp

水田ひとすじに取り組む若人を紹介します

昨年の2月、自然と触れ合いながら、自らのアイデアと責任で仕事することを楽しみに、思い切って専業農家に転身、水田約8ヘクタールを知り合いの農業者から引き継いで耕作しているのが、下生在住の大川考一さん(写真右)。現在は、ほかの農家の水稻苗づくり、代かきや田植え作業も請け負っています。作付けは、アキタコマチや特別栽培米として茨城県認証のコシヒカリとキヌヒカリを生産しています。特別栽培米は、市内の学校給食で食されるほか、飲食店や縁故者等に直売し、精米も引き受けての販売をしているということです。



「地元でとれた安全でおいしいお米を地元の子供たちに食べてもらうのが一番」と学校給食利用の喜びを語り、田植え等の農作業体験を通じての食育で子供たちの成長も願う大川さん。来期に向け始まったばかりという稲刈り後のトラクター耕は、未来の農業も耕しているかのようでした。



<～会長就任にあたって～>

このたび、委員各位の推薦をいただき会長の重任を拝しました橋本でございます。就任しておよそ3ヶ月、会長としての責務の重大さを痛感し、身の引きしまる思いでいるところでございます。農業後継者問題を始めとする様々な課題にどう向き合い、今後の農業をどうしていくのか、今、大きな節目の時期を迎えているのではないかと考えております。昨年原発事故に伴う農産物の放射能問題による価格低迷や販売不振もあり、農業を取り巻く環境は、一層厳しい状況にあります。委員一同、農業者の皆様のお役に立てられるよう全力で取り組んでまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

新農業委員を紹介します



1 番 坂本 仙一
2 期 (議会推薦)



2 番 谷田川 貢作
1 期 (団体推薦)



3 番 山野 市郎
1 期 (団体推薦)

任期は、平成24年8月27日
から平成27年8月26日までの
3年間です。
※敬称略(議席番号・氏名・任
期数・(公選選任の別)・役職)
※掲載は議席番号順(4・9は
欠番)。



5 番 堺田 廣次
8 期 (公選)



6 番 塚原 義康
6 期 (公選)



7 番 橋本 市郎
7 期 (公選)



8 番 石津 初美
2 期 (公選)
編集副委員長



10 番 橋本 重右衛門
2 期 (団体推薦)



11 番 田口 茂
3 期 (議会推薦)



12 番 東峰 守
2 期 (公選)
農地副部長



13 番 山本 清治
3 期 (公選)
農地部長



14 番 橋本 喜美
7 期 (公選)
会長



15 番 大 嵩 優
8 期 (公選)



16 番 橋本 正
5 期 (公選)
副会長



17 番 大 鷲 榮
5 期 (議会推薦)



18 番 藤井 健司
1 期 (公選)



19 番 長岡 俊雄
6 期 (公選)



20 番 内野 正
4 期 (公選)
編集委員長



21 番 大 槻 勝敏
2 期 (公選)
農政副部長



22 番 出頭 勝美
5 期 (公選)
農政部長



23 番 大川 恒雄
1 期 (公選)



24 番 大川 長壽
10 期 (公選)



25 番 高田 弘平
4 期 (公選)

☆ 農業委員会ではこんな仕事をしています ☆

農業委員会が行う業務は、農業委員会等に関する法律で定められており、主なものとして、農地売買等の許認可のほか農地の有効利用や担い手の確保育成など地域農業の振興を図る業務、農業者の声を農業者の公的代表機関として建議要望し農業の発展に結びつけていく業務があります。

ここでは、農地行政を担う行政委員会として行う農地法に基づく許認可、農地の利用状況調査についての活動の様子をご紹介します。

農地法に基づく許認可

申請・願い出
(例月 10日)



現地において現況確認等調査
(例月 21日)



許認可の審議等
(例月 28日)



農地の売買や転用等について、農業者を代表する機関として公正に審査しています。審査は、毎月行っています。

備考：農地法に基づく許認可の申請等は、毎月受付、審査しておりますが、締め切り日を経過した申請等は、申請等した月の翌月の審査となります。

農地の利用状況調査

農地の利用状況調査（農地法第30条に規定）は、毎年すべての農地について、利用状況調査を行い、農業上の利用を図るため必要な指導を行うものです。

本年度も10月から11月にかけて、農業委員による農地パトロール並びに農地の利用状況（遊休農地）調査を行いました。



地区担当者一覧 (農地等に関することは、お気軽にご相談ください)

担当地区	氏名	担当地区	氏名
武井釜、大小志崎	出頭 勝美	明石、小宮作、下津	大川 長壽
荒井、浜津賀	橋本 正	神向寺、宮津台	石津 初美
青塚	大嵯 優	国末、泉川、粟生、光	大鷲 榮
角折、棚木	長岡 俊雄	谷原、下埜、佐田、根三田、木滝佐田谷原入会	藤井 健司
荒野	高田 弘平	長栖、鰐川、木滝	橋本 喜美
清水、小山	橋本 重右衛門	鉢形、港ヶ丘、旭ヶ丘、鉢形台、高天原、平井、平井南	内野 正
林、田野辺	堺田 廣次	宮中の一部(神領、中町附、宮中野)	大川 恒雄
中、奈良毛	田口 茂	宮中の一部(三笠山、東山、神野向)、 神野1～4丁目、宮中1～8丁目、 宮下1～3丁目、城山1～4丁目	谷田川 貢作
和	山本 清治		
津賀	橋本市郎	沼尾、須賀	塚原 義康
武井	大槻 勝敏	山之上、田谷、田谷沼、猿田	山野 市郎
志崎	東峰 守	爪木、大船津	坂本 仙一

平成24年度の農作業標準賃金と農地の賃借料情報をお知らせします。

■平成24年度 農作業標準賃金(農作業労賃・機械持込作業料金)

種別	作業種別	標準賃金		備考
		作業内容	単位と金額	
田	一般農作業	田作業	8時間あたり 7,000円	男女とも同額、食事なし。
	耕起 (トラクター)	耕起	10aあたり 6,000円	
		ロータリー	10aあたり 6,000円	
		代かき	10aあたり 8,000円	
		あぜ 畦 塗	1mあたり 50円	
	草刈 (保安全管理)	草刈り機	10aあたり 12,000円	
	田植え	機械植え	10aあたり 7,000円	同時に肥料散布は 2,000円増額。
	稲刈り	コンバイン	10aあたり 20,000円	グリーンタンク付きは3,000円増額。 倒れ稲はこの限りではない。
乾燥・調整	乾燥～ もみす 糺り	60kgあたり 2,000円	陸稲は50円増額。	
	糺り	60kgあたり 700円		

種別	作業種別	標準賃金		備考
		作業内容	単位と金額	
畑	一般農作業	畑作業	8時間あたり 6,000円	男女とも同額、食事なし。
	耕起 (トラクター)	ロータリー	10aあたり 5,000円	
		プラウ	10aあたり 6,000円	
		深耕 ロータリー	10aあたり 20,000円	
		深耕 プラウ	10aあたり 10,000円	
		開墾 プラウ	10aあたり 10,000円	
	トラクター	マルチ張り	200mあたり 1,500円	
		ミツバ掘り	10aあたり 10,000円	

※10aは約1反歩です。
 ※金額に消費税は含まれていません。
 ※作業場所や時間、作業内容などの働く条件によって異なります。
 上表を参考に話し合いで決めてください。

■平成24年度 農地の賃借料情報(10aあたり)

種別	区域	平均額	最高額	最低額	データ数	
田	鹿嶋市 全域	基盤整備地域	15,831円	20,359円	12,500円	59
	未整備地域	11,350円	12,500円	7,899円	4	
畑	鹿嶋市 全域	基盤整備地域	10,646円	12,012円	8,000円	7
	未整備地域	9,421円	10,000円	8,264円	3	

※データ数は、集計に用いた筆数です。
 ※賃借料を物納支給(水稲)としている場合は、60kgあたり12,500円に換算しています。

農地の貸し借りは利用権設定の活用で!!

利用権設定による農地の貸し借りは、契約期間が満了になると、貸主及び借主に市役所から通知を行い自動的に契約が終了しますので、安心して農地の賃貸借をすることができます。(詳細については、市農林水産課にお問い合わせください。)

■貸し手のメリット

- 1、農地法の許可なく貸すことができます。
- 2、期限が来れば離作料を支払うことなく農地が返還されます。再設定して継続して貸すこともできます。
- 3、不在地主も貸すことができます。

■借り手のメリット

- 1、農地法の許可なく借りることができます。
- 2、経営規模拡大が図れます。
- 3、賃借期間中は安心して耕作できます。再設定して継続して借りることもできます。

※農地法第3条の許可による賃貸借の場合は、農地は自動的に返還されません。

農地の権利取得の届出制度 (農地を相続すると、届け出が必要です)

相続等により許可を受けることなく、農地の権利を取得した者は農業委員会にその旨を届け出なければなりません。(農地法第3条の3第1項)

届出をしなかったり、虚偽の届出をした者は、10万円以下の過料に処するとされています。

①届出を要する場合

相続(遺産分割及び包括遺贈を含む)、法人の合併・分割、時効などにより権利を取得した場合

②届出の期限

権利の取得を知った日から概ね10ヶ月以内(注意:この届出は権利取得の効力を発生させるものではありません)

農地の転用・売買等には許可が必要です

①農地法第3条の申請 → 農地を売買したり、貸し借りするとき。

(貸し借りは、利用権設定によることも可能です。(上段参照))

②農地法第4条の申請 → 自分名義の農地を自分自身が転用するとき。

③農地法第5条の申請 → 他人名義の農地を買ったり、借りたりして転用するとき。

※市街化区域内においては、②と③の場合、許可ではなく届出制となっています。

★農地の転用とは

農地を住宅、車庫、資材置場、駐車場などの農地以外の用途に変更することです。

★無断(無許可)で転用することはしないでください

農地法の許可を受けずに農地を転用した場合、農地法に違反することになります。無断転用した者、原状回復命令に違反した者は3年以下の懲役又は300万円以下(法人は1億円以下)の罰金に処することとされています。

(農地法第64条、第67条)



農業委員会委員選挙人名簿登載申請のお知らせ

申請書を平成24年12月中旬頃、各農家へ郵送いたしますので、返信用封筒による郵送か、農業委員会事務局（市役所本庁舎3階）までご持参ください。

平成25年1月10日(木) までに申請書を提出してください(必着)。

選挙人名簿に登載されるのは次の①、②に該当する方です。

- ① 市内に住所を有する満20歳以上で、農地を10アール以上耕作している農業経営主
- ② 上記の農業経営主と同居する満20歳以上の親族又はその配偶者で、いずれも年間60日以上農業に従事する方

農業者年金 について

農業者の皆様、 老後の備えは十分ですか！

現在の農業者年金は、加入者数や受給者数に左右されず、また、現役の加入者の保険料に依存しない**積み立て方式**です。老後の生活安定のため、この機会に農業者年金への加入を検討してみませんか？

◎農業従事者なら誰でも加入できます

- ・国民年金の第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事する60歳未満の人なら加入できます。
- ・農地を持っていない農業者や家族従事者も加入できます。

◎少子高齢時代に強い積立方式で安定した運営

- ・自らが納めた保険料とその運用収入を積み立てていき、将来受給する年金が決まる積立方式です。

◎税制面でも大きな優遇

- ・支払った保険料は、全額が社会保険料の控除の対象となるほか、将来受け取る農業者年金も公的年金等控除の対象となります。

荒れた農地を復元する方々へ

現在、耕作していない荒れた田んぼや畑を作付け可能な状態に復元し、有効利用するために行う草刈、ロータリー耕及びプラウ耕に係る費用を助成しておりますのでご活用ください。

<対象地>

過去1年間以上作物を栽培せず、多少手を加えれば耕作できると市が認めた農地

<対象者>

- 1 鹿嶋市認定農業者等
- 2 当該農地の所有者本人で次の方
 - ・復元後の農地で自ら栽培する場合
 - ・復元後、鹿嶋市認定農業者等に貸して栽培する場合
(貸し借りには利用権設定が必要です)

<金額>

- 10a当たり **上限5万円**
(5万円に満たない場合はその額)

<整備方法>

市が農業公社に復元作業を委託することになります。

<詳しくは、市農林水産課まで>

農業委員会日程

農地法の許可申請等は、毎月次の日程で行われています。

締め切り日 毎月十日

現地調査日 毎月二十一日

総会日 毎月二十八日

(王・日・祝日等の場合は変更しています。)

編集後記

今回の農委だよりはいかがでしたでしょうか。「農業委員は、いったいどんな仕事をしているのか？」とのささやきが少なからず聞こえてきます。簡単ながら、私たちが定例・通常業務として活動している内容を掲載してみました。

総会の審議に関しては、傍聴することもできますので、農業委員の審査状況を直接、肌で感じることもできます。

最後になりますが、農委だよりへのご意見、ご要望をお寄せください。

編集委員会

委員長 内野初美
副委員長 石川貢

委員 谷田清治
委員 山本茂
委員 大槻清
委員 出頭勝美